

平成18年度社会保険事業計画中間時点での取組状況

平成18年度に達成すべき目標	18年度前期の主な取組状況	18年度後期の主な取組	数値目標・計画数値				
			事項	18年度計画	18年9月末現在		
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の適用の適正化 【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。 【数値目標】 届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<p>○事業主説明会や公共職業安定所での雇用保険受給者初回説明会等を活用して企業退職時において必要となる種別変更手続の周知を実施した。 ○厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、種別変更届の届出がない者については、届出勸奨によっても種別変更の届出がない場合には職権により種別変更処理を行った。 ○住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、届出手続の勸奨を行うとともに加入手続を行わない者に対しては職権により資格取得処理を行うことにより、20歳到達者の年金制度未加入者の発生防止を図った。</p>	<p>○前期と同様に届出周知、職権適用等の取組みを推進する。</p>	計画数値	各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数	3,619,854件	2,298,414件 (年間計画の63.5%)	
				20歳到達者の適用率(住民基本台帳ネットワークにより把握したものの)	100%	100%	
<p>(2)厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化 【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】 適用事業所数に対する事業所調査件数(資格に関する調査のみ)の割合：4分の1以上</p>	<p>○未適用事業所の適用促進の取組については、 ①4月から重点加入指導及び職権適用を行うべき対象の拡大を図るとともに、本年度の留意事項等を示し、取組を開始(18年4月) ②巡回説明の具体的な取扱等を示し、本年度の取組を開始(18年7月) ③17年度の実施状況を踏まえ、未適用事業所の早期解消に向けて、実施計画等の報告を受けるとともに一部事務局についてはヒアリングを実施。(18年7月～)を行い、促進を図った。 なお、巡回説明や重点加入指導については、例年、未適用事業所の把握等を行った上で実施する場合等が多く、年度後半に向けて件数が集中する傾向にあるため、現時点での取組状況は低い数値となっている。</p>	<p>○引き続き、巡回説明及び重点加入指導等の取組を実施するとともに、特に、継続的な重点加入指導(職権適用を含む)を行うために、進捗管理等の徹底を指示し、定期的な確認を行い、取組を推進。 ○引き続き、重点的な事業所実地調査を実施。 ○偽装請負等、関係機関等からの情報により、届出が適正に行われていない疑いのある事業所、届出漏れが多いと思われる事業所を重点調査対象に選定し、的確な調査を実施。</p>	計画数値	新規適用事業所数	厚生年金 前年度(66,087所)を上回る	42,753所 (年間計画の64.7%)	
					健康保険 前年度(65,010所)を上回る	42,276所 (年間計画の65.0%)	
					船員保険 前年度(227所)を上回る	122所 (年間計画の53.7%)	
					巡回説明実施事業所数(厚生年金・健康保険)	43,616所	5,038所 (年間計画の11.6%)
					重点加入指導実施事業所数(厚生年金・健康保険)	5,612所	2,260所 (年間計画の40.3%)
	事業所調査	資格得喪関係 厚生年金 前年度(55,217所)を上回る	22,424所 (年間計画の40.6%)				
		健康保険 前年度(49,348所)を上回る	17,020所 (年間計画の34.5%)				

査効果件数	標準報酬月額関係	厚生年金	前年度(70,664所)を上回る	41,028所 (年間計画の58.6%)
		健康保険	前年度(67,443所)を上回る	40,046所 (年間計画の59.3%)

○6月から未適用事業所の適用促進事業(未適用事業所の把握及び加入勧奨業務等)の市場化テスト(モデル事業)については、104カ所の社会保険事務所へ拡大し外部委託。

○届出が適正に行われていない事業所、届出漏れが多いと思われる業種や短時間就労者、外国人労働者等を多く使用する事業所に対し重点的に事業所実地調査を実施。

○地方運輸局、公共職業安定所などの行政機関等からの情報提供により届出が適正に行われない事業所の実地調査を実施。

(3)基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理  
【目標】  
基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

○資格取得時に重複付番が行われた者については、平成17年10月現在の重複付番者(氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する複数の基礎年金番号がある者)を抽出し、社会保険業務センター及び社会保険事務所で重複付番の解消処理を実施中。

○基礎年金番号導入前の国民年金又は厚生年金保険の記号番号の年金加入記録を基礎年金番号の年金加入記録に統合するため、平成10年度から18年度にかけて計画的に照会票を送付。  
平成17年度までに、基礎年金番号導入時の通知の際、他の公的年金制度の加入歴の照会に回答があった者(昭和17年度から昭和52年度生まれ)、及び基礎年金番号に統合されていない年金加入記録があると思われる者(昭和17年度から昭和42年度生まれ)に照会票を送付済。  
平成18年度は、昭和43年度から昭和52年度生まれの者に照会票を送付することとし、9月末時点で、昭和46年度から昭和52年度生まれまで、及び昭和43年度生まれの者について送付済。

○被保険者への事前通知による記録整備の拡充を図るため、  
・3月に専門チームを設置し、6月に職員3名の増員を行った。  
・民間委託した業者の変更に伴い業務に

○前期に引き続き、平成17年10月の重複付番者について、重複付番の解消処理を実施。  
併せて、平成18年10月現在の重複付番者を洗い直し、その解消処理を実施。

○12月末までに、昭和44年度生まれから昭和45年度生まれの者について照会票を送付予定。

○被保険者から申し出のあった記録を調査確認し記録整備の推進を図る。

遅延が生じたため、適宜、指導等を行った。

2 (1)国民年金の収納率の向上

【目標】  
国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率(過年度分を含めた納付率)の向上を図る。  
〔数値目標〕  
平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、  
・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率:74.5%  
・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率:68.7%  
・口座振替実施率:42%  
注)「口座振替実施率」とは、「国民年金保険料を納付しなければならない被保険者の人数」に対する「口座振替によって保険料を納付することとしている者の人数」の割合をいう。

○平成18年9月末現在の現年度分納付率は、61.7%となっており、前年同期を1.2ポイント上回っている。  
また、平成16年度分保険料の納付率は67.2%となっており、平成17年度末現在(66.3%)から1.0ポイント伸びている。  
○平成18年度の行動計画については、過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定するとともに、行動計画を3期構成とし、各期における督促・勧奨業務の目標件数を、納付月数対策、納付対象月数対策毎に明確に設定することとした。  
○なお、不適正事案の事後処理の影響により、第1期行動計画(18.5~18.8実施分)の進捗状況については、いずれも目標の達成に至っていない。  
○また、第2期行動計画(18.9~18.12実施分)についても、不適正事案の影響により17年度の納付状況の確定が遅延したことから、10~12月実施分の計画を策定することへ変更し、9月実施分については、第1期行動計画の見直しにより対応した。

○第2期行動計画(18.10~18.12実施分)については、9月までの行動計画の進捗状況及び納付状況を踏まえ、納付月数を大幅に増加させるため、これまでより一歩踏み込んだ実施可能な具体的な計画を、好取組事例を取り入れつつ策定する。  
○さらに、11月を「ねんきん月間」と定め、社会保険料控除証明書発行、休日の相談窓口開放や秋の集中広報と連携し、納付相談会を実施するなど、収納対策の強化を行う。  
○強制徴収については、年度後半の取組を強化することとして、実施状況が低調な事務局を指定し、徹底した研修と対策会議を開催するなどの取組を行う。  
○これらの取組について、進捗管理を徹底して行い、納付率の向上に努めていく。

数値目標	保険料納付率	当該年度分 74.5% (18.4~19.3月分)	61.7% (18.4~18.8月分) (対前年同月比 +1.2%)
		過年度分を含む 68.7% (19年3月末)	67.2% (18年9月末) (対前年度末比 +1.0%)
計画数値	口座振替実施率	42% (19年3月末)	37.2% (18年9月末)
	催告状発行件数	1,265万件 (18年度第1期行動計画) (18.5~18.9月実施分)	744万件 (行動計画の58.8%) (18.5~18.9月実施分)
	電話納付督促件数	295万件 (18年度第1期行動計画) (18.5~18.9月実施分)	219万件 (行動計画の74.3%) (18.5~18.9月実施分)
	戸別訪問件数	701万件 (18年度第1期行動計画) (18.5~18.9月実施分)	670万件 (行動計画の95.6%) (18.5~18.9月実施分)
	最終催告状発送件数	35万件以上	98,798件 (年間計画の28.2%) (18年9月末)
	保険料納付月数	134,173,384月 (18年度行動計画)	49,868,004月 (年間計画の37.2%) (18.4~18.8月分)
	保険料納付対象月数	180,124,449月 (18年度行動計画)	80,818,787月 (年間計画の44.9%) (18.4~18.8月分)
	免除件数 (申請全額免除者。ただし、継続申請者を除く。)	696,215件 (18年度第1期行動計画) (18.5~18.9月実施分)	644,071件 (行動計画の92.5%) (18.5~18.9月実施分)
	若年者納付猶予件数 (継続申請者を除く。)	206,649件 (18年度第1期行動計画) (18.5~18.9月実施分)	146,358件 (行動計画の70.8%) (18.5~18.9月実施分)

学生納付特例件数	1,254,285件 (18年度第1期行動計画) (18.5~18.9月実施分)	1,235,789件 (行動計画の98.5%) (18.5~18.9月実施分)
----------	--	---

※平成18年度社会保険事業計画では、催告状発行件数等の計画数値は「行動計画で定める件数」とされており、上記は、18年度行動計画の計画数である。

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】  
厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕

- ・ 保険料収納率  
厚生年金保険:98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  
政府管掌健康保険:97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  
船員保険:91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保
- ・ 口座振替実施率  
厚生年金保険:84%以上  
政府管掌健康保険:85%以上  
船員保険:57%以上

＜納期内納入の励行指導等＞  
○納期内納入の励行指導を行うとともに、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分の取組を実施中。  
○保険料収納率は、例年、年度の後半に向けて上昇する傾向にあるため、現時点では低い数値となっているものの、前年同月比では、いずれの数値も上回っている。

＜労働保険との徴収事務一元化の推進＞  
○徴収事務センターの窓口で労働保険の届出の受付を実施することなど、10月から実施する事務の取扱い等を示した通知を平成18年9月27日に発出。  
○10月からの実施事務の円滑な実施のため次の研修を実施。  
・ 社会保険事務局及び都道府県労働局職員に対する合同研修(6月;東京)  
・ 社会保険事務所及び労働基準監督署等職員に対する研修(8~9月;各都道府県)

○前年度から滞納が解消していない共通滞納事業所に対して、納付督促及び滞納処分を実施。  
○18年度実施する調査対象事業所及び共通滞納事業所の選定を実施。

○年度末に向け、引き続き、取組を推進。

○インターネットによる一括申請が可能となっている労働保険の届出の受付を徴収事務センターの窓口で10月より実施。  
○社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時に開催。  
○前期に選定した調査対象事業所への調査及び共通滞納事業所に対する滞納整理を実施。  
○徴収事務センターで実施する事務について事業主への周知のためのリーフレットを作成し送付。

数値目標	保険料収納率	厚生年金	98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	96.1% (対前年同月比 +0.6%) (18年8月末)
		健康保険	97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	94.0% (対前年同月比 +0.5%) (18年8月末)
		船員保険	91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	80.3% (対前年同月比 +1.1%) (18年8月末)
口座振替実施率		厚生年金	84%以上	84.1% (18年8月末)
		健康保険	85%以上	85.3% (18年8月末)
		船員保険	57%以上	56.8% (18年8月末)

計画数値	共通調査事業所数	1,500件	18件
	共通滞納事業所選定数	前年度(2,761件)を上回る	2,290件

3 保険給付事

(1) 年金給付の的確な実施

【目標】  
年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕  
請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%の実

○平成17年10月から開始した裁定請求書の事前送付を順次実施。  
また、失業給付等との調整に関するパンフレットの同封については、8月送付分から実施。  
○58歳到達者への「年金加入記録のお知らせ」を順次送付。

○引き続き、裁定請求書の事前送付、年金加入記録のお知らせを実施するとともに、適正な届出の周知を行う。

数値目標	処理期間(サ)	老齢基礎のみ	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)	93.4% (67.3%)
		老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)	95.6% (65.9%)

務に関する事項

現を図る)  
 ・老齢基礎・老齢厚生年金  
 :2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)  
 ・遺族基礎・遺族厚生年金  
 :2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)  
 ・障害基礎年金  
 :3ヶ月以内  
 ・障害厚生年金  
 :3ヶ月半以内  
 (※達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)

○新規裁定者に対する年金の受給に当たって知っておくべき事項及び必要な届出・手続き等を記載したパンフレットを送付。また、老齢年金新規受給者に対する説明会を順次開催。  
 ○平成17年度に引き続き、請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数に係るサービススタンダードを設定し、迅速化に取り組んだ。  
 ○障害基礎年金については、平成17年度の実績を踏まえ、サービススタンダード設定期間を3ヶ月半から3ヶ月に短縮を図った。

○サービススタンダードの前期の達成率が比較的低い給付項目について、個別に原因を分析し、改善策を検討し、後期に向けてその実現に努める。

標	遺族基礎のみ	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)	90.7% (48.5%)
	遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)	93.4% (72.3%)
	障害基礎のみ	3か月以内	93.7%
	障害基礎・障害厚生年金	3か月半以内	89.4%
※)18年9月末現在の数値は、18年4月1日以降に受付された請求書のうち、18年9月末までに年金が裁定された総件数に対する目標の達成率である。			
計画数値	老齢年金新規受給者への説明会開催回数	3,415回	1,369回 (年間計画の40.1%)
数値目標	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(健康保険)	内容点検 738円以上	380円 (年間計画の51.5%)
	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(船員保険)	内容点検 511円以上	219円 (年間計画の42.9%)
	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(外傷点検)	内容点検 1,049円以上	614円 (年間計画の58.5%)
計画数値	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検)	1,067円以上	807円 (年間計画の75.6%)
計画数値	被保険者1人当たりレセプト点検効果額(健康保険)	2,107円以上	952円 (年間計画の45.2%)
目標処	傷病手当金	3週間以内	93.6%
	出産手当金	3週間以内	92.4%

(2)健康保険の医療費の適正化  
 【目標】  
 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。  
 【数値目標】  
 被保険者1人当たりレセプト点検効果額  
 ・政府管掌健康保険  
 内容点検 738円以上  
 外傷点検 511円以上  
 ・船員保険  
 内容点検 1,049円以上  
 外傷点検 1,067円以上

○8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像及びレセプトの基本情報の受け入れを開始し、それまで行われていたレセプトの磁気媒体への収録経費の削減を図った。さらに、傷病名によるレセプトの抽出を可能とするためのレセプト情報管理システムのシステム改修を行うとともに、関係通知の改正を行った。

○傷病名によるレセプトの抽出が可能となることから、傷病名に着目した具体的な審査事例を社会保険庁LANに掲載することにより、レセプト点検調査の充実を図る。

(3)健康保険の現金給付の適正化  
 【目標】  
 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速化を図る。

○職員による書面審査、実地調査、負傷原因調査の取組を実施。  
 ○保険給付審査医師を活用し給付の適正化を図る。

○引き続き、取組を実施するとともに、サービススタンダードの前期の達成率が比較的低い給付項目については、個別に原因

<p>速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%の実現を図る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金 :3週間以内</li> <li>・ 出産手当金 :3週間以内</li> <li>・ 出産育児一時金 :3週間以内</li> <li>・ 家族出産育児一時金 :3週間以内</li> <li>・ 埋葬料(費) :3週間以内</li> <li>・ 家族埋葬料 :3週間以内</li> </ul> <p>(※達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<p>化に努めた。</p> <p>○平成17年度に引き続き、請求書を受け付けてから、支給決定通知書が届くまでの処理日数に係るサービススタンダードを設定し、迅速化に取り組んだ。</p>	<p>を分析し、改善策を検討し、後期に向けてその実現に努める。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">数値目標</td> <td>理期間(サービススタンダード)</td> <td>出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家族出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋葬料(費)</td> <td>3週間以内</td> <td>90.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家族埋葬料</td> <td>3週間以内</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※)18年9月末現在の数値は、18年4月1日以降に受付された請求書のうち、18年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。</td> </tr> </table>	数値目標	理期間(サービススタンダード)	出産育児一時金	3週間以内	97.5%		家族出産育児一時金	3週間以内	97.5%		埋葬料(費)	3週間以内	90.6%		家族埋葬料	3週間以内	93.8%	※)18年9月末現在の数値は、18年4月1日以降に受付された請求書のうち、18年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。				
数値目標	理期間(サービススタンダード)	出産育児一時金	3週間以内		97.5%																				
		家族出産育児一時金	3週間以内		97.5%																				
		埋葬料(費)	3週間以内		90.6%																				
		家族埋葬料	3週間以内		93.8%																				
	※)18年9月末現在の数値は、18年4月1日以降に受付された請求書のうち、18年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。																								
<p>4 年金相談等の充実に関する事項</p> <p>【目標】</p> <p>被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p>&lt;年金相談体制の充実&gt;</p> <p>○第2月曜日は全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において年金相談の受付時間を午後7時まで延長し、1日あたり平均747人(昨年は623人)の年金相談に対応。</p> <p>○毎月第2土曜日は全ての社会保険事務所において年金相談を実施し、1日あたり4,820人(昨年は3,907人)の年金相談に対応。</p> <p>○予約制の導入モデル事業の継続実施。</p> <p>○大森年金相談センターを18年10月に新設、新橋及び宮崎年金相談センターを18年9月に廃止。</p> <p>○社会保険大学校における社会保険相談指導員研修について、相談員のレベル別の研修に改編を行った。</p> <p>○年金記録相談の特別強化体制について、当面8月21日から12月末まで実施することとした。</p> <p>&lt;年金個人情報の提供の充実&gt;</p> <p>○35歳到達者に対する年金加入状況通知の導入に向け、平成18年6月にシステム開発に着手。</p>	<p>○引き続き、第2月曜を中心とした受付時間延長及び第2土曜日の年金相談を実施。</p> <p>○ねんきん月間(11月)における年金相談体制の充実。</p> <p>○年金相談の予約制について18年10月より本格実施。</p> <p>○社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮した年金相談センターの配置の見直し。</p> <p>○民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士等に対する年金相談研修を実施。</p> <p>○平成19年3月の実施に向け、引き続きシステム開発を行うとともに、通知する帳票等の調達手続きを行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">計画数値</td> <td>ねんきんダイヤル 応答率</td> <td>80%</td> <td>76.0%</td> <td>(18.4~18.9平均)</td> </tr> <tr> <td>年金加入状況の 通知件数</td> <td>12,000,000件</td> <td>11,758,769件</td> <td>(社会保険料控除証明書の裏面を活用して、11月1日に本年度実施分を送付済)</td> </tr> <tr> <td>被保険者記録の 事前通知件数</td> <td>2,117,000件</td> <td>1,048,634件</td> <td>(年間計画の49.5%)</td> </tr> </table>	計画数値	ねんきんダイヤル 応答率	80%	76.0%	(18.4~18.9平均)	年金加入状況の 通知件数	12,000,000件	11,758,769件	(社会保険料控除証明書の裏面を活用して、11月1日に本年度実施分を送付済)	被保険者記録の 事前通知件数	2,117,000件	1,048,634件	(年間計画の49.5%)									
計画数値	ねんきんダイヤル 応答率	80%	76.0%		(18.4~18.9平均)																				
	年金加入状況の 通知件数	12,000,000件	11,758,769件		(社会保険料控除証明書の裏面を活用して、11月1日に本年度実施分を送付済)																				
	被保険者記録の 事前通知件数	2,117,000件	1,048,634件	(年間計画の49.5%)																					

5 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(1) 保健事業の実施

【目標】

社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

【数値目標】

- ・ 健診実施割合  
政府管掌健康保険  
:32%以上(40歳以上の被保険者)  
船員保険  
:38%以上(40歳以上の被保険者)
- ・ 事後指導  
:実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績を上回る

- 受診申込みが集中する年度当初から、チラシ・パンフレット等を利用した広報や、電話による受診勧奨等を行うとともに、健診単価の見直しを行い、新たに、290機関を健診実施機関として指定し、(平成18年4月時点、1820機関)健診受診者の利便性の向上を図り、健診実施割合と事後指導実施の向上に努めた。
- 各社会保険事務局で計画的な受診勧奨を行い、健診受診率の向上に寄与するよう、受診勧奨の実施計画を提出させた。特に、平成20年からの公法人化を見据え、「政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくり推進事業」の実施事務局を指定し、健診の実施率向上等に關し、独自の事業計画を策定させた。
- 健診実施率の低い社会保険事務局に対しては、個別指導を行って計画的な事業の実施を促した。

○引き続き、社会保険事務局における体制整備、事業の進捗状況の指導を行うとともに、平成20年からの公法人化に向け、特定健診・特定保健指導に関する事業の検討。

(2) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】

社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)に年金・健康保険福祉施設を追加で出資する準備を実施。
- 社会保険病院の見直し(整理合理化計画)については、平成15年度から17年度までの経営実績の評価及び取扱い方針を検討。
- 厚生年金病院の整理合理化計画について、地域の医療体制を損なうことのないよう検討。
- 終身利用型老人ホームサンテール千葉についての取扱い方針を検討。

(参考)

・RFOにおける平成18年度上期落札実績  
落札物件数 14  
落札金額 6,628百万円

【発足以来の落札実績(累積)】

(平成17年10月1日～平成18年9月30日)  
落札物件数 23  
落札金額 12,918百万円

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に年金・健康保険福祉施設を追加出資する。(18年11月)
- 社会保険病院の整理合理化計画を策定する。
- 厚生年金病院の整理合理化計画を策定する。
- 終身利用型老人ホームサンテール千葉についての取扱い方針を策定する。

数値目標	健診実施割合	健康保険 32%以上(40歳以上の被保険者)	19%
		船員保険 38%以上(40歳以上の被保険者)	22.8%
	事後指導	実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績(581,625人)を上回る	30.9% (実施者数317,174人)
計画数値	健診実施者数	健康保険(40歳以上被保険者)	3,372,800人 1,863,220人 (年間計画の55.2%)
		船員保険(40歳以上被保険者)	15,700人 9,425人 (年間計画の60%)
	事後指導実施者数		573,994人 317,174人 (年間計画の55.3%)

<p>6 業務全般に関する事項</p>	<p>(1)国民サービスの向上 【目標】 ・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。 ・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 【数値目標】 「お客様満足度」調査による利用者満足度を向上するよう努める。</p>	<p>○前年度に引き続き、社会保険事務所等の来訪者に対して、窓口サービスの満足度に関するアンケート調査を実施した(平成18年7月実施) ○前年度に引き続き、サービス改善協議会を社会保険事務局において開催し、サービスの改善・充実に向けた取組を行った。</p>	<p>○窓口サービスの満足度に関するアンケート調査を、今後も定期的実施していく(次回は平成19年1月実施)。 ○これまでの調査結果を踏まえ、各社会保険事務所等において窓口サービスの改善策を検討し、その実現を図り、更なるお客様満足度の向上に努める。 ○今後もサービス改善協議会を社会保険事務局において開催し、サービスの改善・充実に向けた取組を行う。</p>	<p>数値目標</p>	<p>「お客様満足度」調査による利用者満足度の向上 前年同期以上、かつ、全ての事務所が前年同期の全国平均以上</p>	<p>年金相談窓口 (全体の満足度) 18.7月 89% 17.7月 89% 年金相談以外の窓口 (全体の満足度) 18.7月 84% 17.7月 83%  (前年同期の全国平均の満足度を下回った事務所等の数) 年金相談窓口 18.7月 163/380 17.7月 166/387 年金相談以外の窓口 18.7月 109/315 17.7月 132/314</p>
	<p>(2)予算執行の透明化 【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。</p>	<p>○本庁において「調達委員会(平成16年10月設置)」、地方社会保険事務局において「契約審査会(平成17年4月設置)」を開催し、調達の必要性、数量や契約方法等を審査。 ○500万円以上の随意契約を事前に厚生労働副大臣に報告。100万円以上の随意契約を「随意契約審査委員会」において事後審査し、その結果をホームページに掲載。 ○消耗品の購入、社会保険事務所庁舎の機械警備及び複写機のリース・保守契約等について、社会保険事務局において管下の社会保険事務所分を含めて一括調達することや、社会保険事務局等で調達している各種帳票の一部について、本庁で一括調達することにより、調達コストの削減や競争入札への移行を促進。</p>	<p>○引き続き、「調達委員会」、「契約審査会」及び「随意契約審査委員会」における審査並びに厚生労働副大臣への報告等を通じ、契約事務の適正化及び透明性の確保を推進。 ○引き続き、社会保険事務所における契約事務については社会保険事務局に集約して実施することとし、調達案件の集約化、競争入札への移行等を図ることにより、調達コストの削減や競争入札の徹底を促進。</p>	<p>計画数値</p>	<p>競争入札割合 100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上  調達コストの削減率 調達計画額の10%以上を削減</p>	<p>競争入札割合54% (18年8月末現在)  調達計画額の12%(約85億円)削減見込 (18年8月末現在)</p>



(3) 広報活動の推進

【目標】

社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

【数値目標】

生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の25%以上とすること。

○平成17年度に作成した「総合パンフレット」(国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説)及び「目的別チラシ」(国民の多様な関心事項に的確に回答)をリニューアルした平成18年度版を作成し、これらの広報素材をもとに、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開した。  
○社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組「ねんきんweb」を配信するなど、わかりやすい広報に努めた。  
○生徒に対する年金セミナーの講師である広報専門員に対する研修について、年金セミナーが集中する2・3学期に向け、7月に研修を実施した。

○ねんきん月間(11月)及び年度末(2月)に集中的な年金広報を計画するとともに、効果測定を実施し、その結果をもとに翌年度の年金広報の計画を策定する。  
○社会保険庁ホームページにおいて、キッズページを作成するなど、わかりやすい広報に努める。  
○年金セミナーについては、引き続き、年金教育の必要性・重要性について、教育現場に対して理解を求め、年金セミナー実施の働きかけを行う。

ホームページアクセス数

5,700万件

3,700万件

(年間計画の64.9%)

計画数値

広報の効果

前年度実施新聞広報の接触率(30.1%)を上回ること

11月に新聞等広報を実施予定

生徒に対する年金セミナーの実施率

25%

1.8%

(4) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】

個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

○端末操作に必要なカードによる厳重な管理、アクセス内容の監視、職員に対する個人情報保護研修等を実施。  
○平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施。

○引き続き、取組を実施。

計画数値

個人情報保護研修受研率

100%

90%

(5) 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

○新システムの基本設計業務について、一般競争入札による調達を平成18年8月末に実施。

○新システムの基本設計書の作成を行う。

(6) 組織の改革

【目標】

社会保険庁における内部統制(ガバナンス)の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。

○外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用 of 徹底。(平成18年6月)  
○法令遵守委員会の調査範囲の拡大。(平成18年6月)  
○各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置。(平成18年7月)  
○社会保険大学校が実施する原則全てのカリキュラムにおいて法令遵守研修を実施するなど法令遵守研修の充実。(平成18年6月)  
○東京都内の1区に2カ所設置されている

○社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一の事務処理規程を策定・実施。  
○首都圏(東京、埼玉、千葉)において、国会の承認を受けた後に3箇所(青梅、越谷、市川)に社会保険事務所を設置。

社会保険事務所の統廃合を実施。(平成18年10月)

- これまで47地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険監察官を10月からブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施。
- 本庁と地方庁との人事異動の拡大については、平成17年4月以降の人事異動において、出向先事務局数を38事務局(161名)から47事務局(174名)に拡大する一方、地方庁職員の本庁配置数を32名(23事務局)から106名(46事務局)に拡大し、全社会保険事務局との人事異動を推進。(18年10月1日現在)
- 地方庁職員の本庁主要ポストへの登用の拡大については、17年4月以降の人事異動において、地方庁職員の本庁登用数7名から12名に拡大。(18年9月末現在)
- 事務局間の人事異動の実施については、事務所長クラス以上の職員68名において、初めて事務局間の異動を実施。  
また、事務所係長・係員クラス等の職員については、17年度実施数87名から240名に拡大。(18年10月1日現在)
- 他府省と社会保険庁との人事交流の実施については、新たに国税庁との人事交流を18年7月に実施。(2名)
- 人事評価制度の実施については、18年4月より一定職以上の職員を対象とした本格実施を開始及びその他職員についての試行を開始。
- 人員配置の地域間の格差の是正については、18年4月に18年度実施予定分の人員配置見直し計画を策定。